

平成24年第6回定例会

小清水町議会会議録

平成24年第6回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年12月13日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 認定第 1 号 平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 報告第 6 号 各常任委委員会所管事務調査報告について
- 第 6 発議第 1 2 号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 7 発議第 1 3 号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
- 第 1 0 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成24年度小清水町一般会計補正予算（第4号））
- 第 1 1 議案第 5 1 号 平成24年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 1 2 議案第 5 2 号 平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 1 3 議案第 5 3 号 平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 1 4 議案第 5 4 号 小清水小学校旧校舎解体工事にかかる契約の締結について

○出席議員（ 9名）

1番	林	幸雄	君	3番	下	平正	吾君
4番	森	浩	君	5番	八	木勝	正君
6番	槻	間善	高君	7番	工	藤孝	一君
8番	高	橋隆	文君	9番	遠	藤満	夫君
10番	坂	田秀	昭君				

○欠席議員（ 1名）

2番 大石誠示君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	中島正喜君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	加藤友幸君
企画財政課長	鈴木祐之君
町民生活課長	横山仁君
保健福祉課長	久保弘志君
産業課長	権藤結君
建設課長	服部隆文君
保育所長	横田秀昭君
教育長	渡邊等君
管理課長	金原武浩君
農業委員会事務局長	権藤結君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	窪田浩子君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成24年第6回町議会定例会を開催いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 下平正吾議員

8番 高橋隆文議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

遠藤満夫議会運営委員長。

9番、遠藤満夫議員。

○議会運営委員長（遠藤満夫君）去る10日に議会運営委員会を開催し、日程その他を協議いたしましたところ、12月13日、本日1日ということで決定いたしましたので報告いたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は9名でございます。

欠席議員の状況でございますが、2番、大石議員より、病気により欠席届がなされております。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書及び定監査報告書を受理したため、その写しを配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

また、議案に簡易な訂正がございますので、訂正頂きたいと思っております。

議案5ページ、別紙1でございます。別紙1の2、調査の経過及び結果の内容でございますが、平成24年9月12日及び24日とありますものを10月24日に、また、その後に12月4日を追加させていただきます。

併せまして、6ページ、別紙2、2番、調査の経過及び結果の平成24年9月25日とありますが、平成24年10月25日に訂正をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）皆さん、おはようございます。

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

師走に入りまして、日ごとに寒さが深まり、本格的な冬の到来を実感する季節となりました。

そうした本日、平成24年第6回定例町議会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、時節柄公私ともに何かとご多用の中、ご応召を賜りましたこと、心からお礼申し上げます。

平成24年も、議員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各所の皆様にはそれぞれのお立場でご協力を頂き、町政発展に向けたご尽力を賜りましたことに、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げます。

さて、本定例会にご提案させていただく案件は、専決処分した事件の報告及び承認各1件、平成24年度一般会計などの補正予算3件及び小清水小学校旧校舎解体工事にかかる契約の締結1件、合わせて6件でございます。

よろしくご審議の上、原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お礼を兼ねまして挨拶といたします

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますのでご了承願います。

行政報告書1ページの上段、特別養護老人ホーム管理・運営の受託要請についてでございますが、10月30日坂田議長に同行頂き、日本赤十字社北海道支部を訪問し、中島事務局長及び長谷川事務局次長に対し、平成26年度からの特別養護老人ホームの管理・運営について、指定管理者制度に基づき受託頂けるよう要請活動を行ったところでございます。

日本赤十字社北海道支部といたしましては、10月15日にこの受託要請について、日本赤十字社本社の老人福祉施設を所管する救護福祉部と事務レベルの協議を実施したところでありまして、経営収支、指定管理者指定期間及び職員確保が困難等の問題解決に向けて、更に関係機関において協議していくこととされたところでございます。

このことを受けまして、継続的に北海道支部及び小清水赤十字病院と協議して参りましたが、昨日、北海道支部の長谷川事務局次長が来庁されまして、先程申し上げました問題等の解決に向けて再度協議したところでございます。

今後の予定といたしましては、北海道支部が施設の管理・運営を受託するにあたっての諸問題について、町は来年1月中旬までに回答、この回答によりまして北海道支部は、1月下旬までに受託の可否について結論を出すことになっておりまして、受託するとの結論が出された場合には、2月中に日本赤十字社本社と北海道支部が協議することになっております。その後、日本赤十字社がこの受託を了承した場合には、4月に開催が予定されている日本赤十字社常任理事会に諮られる予定となっているところでございます。

従いまして、今後におきましては、北海道支部との協議の中で出されている諸問題の解決のため、町としては出来る範囲で努力し、この受託の実現を図っていきたいと考えております。

その他、行政報告の一つとして申し上げたいことがございます。

土曜日、日曜日と季節外れの大雪に見舞われたところでございまして、農業者の方々には、ビートの搬出など大変ご苦労されているということ、昨日、農業者の方々からお話が私に直接ありました。

いわゆる、冬期間は町道の除雪については、できるだけ使わない道路については除雪をしないと

いう方針でございます。例年ですと、雪の積雪量が少ないわけございまして、除雪していない町道においても、ダンプ、トラクターがスムーズと言わなくても、なんとか畑まで行けたわけですが、今回の大雪によりまして、農業者の方々が除雪されていない町道の一部をショベルで大変ご苦労されて除雪をしているというお話で、なんとか町で特例として出来ないかというお話、昨日ありました。

これを受けまして、委託事業協同組合の今井理事長、そして具体的に事務的にはホクレン小清水原料所、農協の担当職員と協議を行いました。

このように、特別な雪でございますので、委託事業協同組合につきましても、出来る範囲内で除雪を前向きに行いたいというご理解頂きましたので、個々にホクレンでは除雪をされていない町道の区間承知しております。運搬する日にちもホクレンで押さえております。そういった中で、ホクレンでは、個々の農家に対して町道の除雪を行っていただけるといってお話をさせていただくことになりました。ビートの搬出は12月25日までと聞いております。そういった中で、これからまた、どのような雪が降るのか分かりませんが、ホクレン小清水原料所、そして農協、委託事業協同組合と連携を図りながら、農家の皆さん方にあまりご不便をかけないような中で、特別な除雪体制を整えていきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもご理解を頂きたいと思っております。

本年は、そういったことで、今回の要請事項については、特殊事情ということを考えておまして、委託事業協同組合に対しまして、その実績に応じて、応分の負担というか、そういったことで町費をもって充てたいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わらせて頂きます。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号、平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長、下平正吾議員の報告を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）決算審査特別委員会の報告を申し上げたいと思っております。

平成24年9月第5回定例会において本委員会に付託されました、平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、11月26日から27日までの2日間にわたり審査をして参りました。

審査にあたっては、審査要領及び着眼点に基づき、各会計決算書、主要施策事業調及び決算審査意見書等により慎重に審査を実施したところであります。

その結果、平成23年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計の全会計について、全員の賛成により、それぞれ認定すべきものと決定したものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、前回よりの継続審査、認定第1号、採決いたします。

原案に対する委員長報告は認定であります。

はじめに、一般会計について採決いたします。

一般会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、一般会計は認定と決定しました。

次に、国民健康保険特別会計について採決いたします。

国民健康保険特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、国民健康保険特別会計は認定と決定しました。

次に、後期高齢者医療特別会計について採決いたします。

後期高齢者医療特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、後期高齢者医療特別会計は認定と決定しました。

次に、介護保険特別会計について採決いたします。

介護保険特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、介護保険特別会計は認定と決定しました。

次に、簡易水道特別会計について採決いたします。

簡易水道特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、簡易水道特別会計は認定と決定しました。

次に、農業集落排水事業特別会計について採決いたします。

農業集落排水事業特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、農業集落排水事業特別会計は認定と決定しました。

◎報告第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、報告第6号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、下平正吾総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、下平正吾議員。

○総務文教常任委員長(下平正吾君) 9月11日の定例会において付託されました事務調査について報告を申し上げたいと思います。

付託事件、公有財産についてと給与及び福利厚生等に関する状況についてでございます。

これらについて、それぞれの所管から説明を受けたところでございます。

調査期間は、平成24年9月12日及び10月24日、それから12月4日ということで行ってございます。

特に申し上げたいのは、12月4日に公有財産に関わる図書館の指定管理者制度について、先進地であります中標津町教育委員会、図書館等を行政視察をし、説明を受けて参ったところでござい

ます。

このことについては、皆様のお手元に中標津の関係の財団法人化されている組織の状況のつてございますけれども、これに関しては、後ほど皆さんにご意見を徴して、この指定管理者についてどうなのかということも、これから進めて参りたいとそうように考えてございます。

以上、報告を終わりたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）次に、高橋隆文経済厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）経済厚生常任委員会所管事務調査報告について報告いたします。

平成24年9月11日開催されました第5回町議会定例会において付託されました事務調査について、平成24年10月25日及び11月28日の2日間、委員会を開催し担当者の説明を受け現地調査を行ったところでございます。

付託事件といたしまして、1つ、公共事業施設の整備状況について、2、鹿柵の改修状況についてでございます。

1点目の公共事業施設の整備状況につきましては、町道の整備状況を調査し、現地において担当者の説明を受けながら状況確認を行ったところでございます。

2点目の鹿柵の改修状況につきましては、上徳地区に設置されております鹿柵の改修状況を調査し、現地において担当者から説明を受けながら状況確認を行ったところでございます。

いずれも、計画通り適正に遂行されておりました。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）各委員長に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第12号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎発議第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第13号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

はじめに、3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君） 既に通告してございます3点について質問をさせていただきます。

まず1点、学校、家庭での学力向上対策についてということで町長にお伺いしたいのですが、家庭、生徒の学力低下が近年問題になっているが、学校教科指導のあり方や総合的な学習などが低下の原因ではないか、また、遊びの減少で忍耐力不足や朝食を取らないことも影響していると思うが、学力向上対策として、家庭、地域、学校の役割について考えを伺いたいと思います。

もう1つ、雇用環境の改善について、行政と地元企業が一体となって努力することが先決であることは明らかであり、特に、町関連施設の非正規職員（嘱託）職員の雇用条件の改善が必要、それが人員確保と定住安定対策にも繋がると考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

最後に、職員の能力開発についてお伺いいたします。小清水町行政改革大綱、平成23年から27年の資料によると、職員が住民の負託に応え、その使命を果たすためには行政運営についてなお一層の創意工夫と時代の変化に対応し得る人材の育成が必要とあるが、具体的にどのように進めてきたのか、今後どのように進めるかお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） それでは、1点目の学校、家庭での学力向上対策についてお答えをしたいと思います。

ご存じのとおり、平成20年3月に文部科学省は小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、小学校では平成23年度より、中学校では平成24年度からすべての教科で新しい学習指導要領による教育が実施されているところであります。

新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視するとともに、言語や理数の力などを育むための教育内容を充実し、更に授業時数も増加させ、次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる生きる力を身に付けることができるよう、新しい学習指導要領を定めたところであります。

ご質問にあります学力向上対策に関してであります、学校における役割においては、ただ今ご説明いたしました新学習指導要領における教育水準の確保を行うほか、平成23年度より3カ年間、道教委よりオホーツク管内唯一の指定を受け、小学校と中学校の縦の連係による小中ジョイント事業を実施し、義務教育の9年間を見通した学習指導計画を作成し、工夫改善を行っております。

指導工夫にあたりましては、1つには、中学校を本務校とし兼務校を小学校とする巡回指導教員活用事業を展開し、2つには、児童生徒へのきめ細やかな指導や指導方法工夫改善による、習熟度別指導を実施するための道費教職員の定数加配を受け、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な学習内容を確実に定着できるように学力の向上につとめています。

次に、家庭における役割ですが、家庭における望ましい生活習慣確立のために、生活リズムチェックシートを活用し、児童生徒個々の家庭での生活習慣の把握を行い、改善指導を行うほか、小・中学校において家庭学習の手引きを作成し、家庭における学習指導を保護者にもお願いし実践するよう進めているところであります。

また、地域における役割ですが、退職教員等外部人材活用事業を実施し、地域の人材を非常勤講師として活用し、放課後の補習教室や長期休業中における特別指導を積極的に進めているほか、本年度から始まった中学校における武道授業としての剣道について、小清水町剣道連盟から講師の派遣を頂き授業を実施するなど、教職員だけでは指導が十分でない分野に地域の人材を活用し取り組

んでいるところであります。

変化の激しい社会において、小清水の子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、どのように社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら考え、問題を解決する資質や能力など、確かな学力の育成が必要であると教育委員会では考えているところであり、この確かな学力の定着に関しては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、この三者が連携することが何よりも大切な事であると考えております。

今後においても、小清水の子どもたちの学力向上対策を積極的に展開して参りたいと存じますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上で答弁に代えさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問は、役場の関連施設、具体的には特別養護老人ホームや町立保育所等における嘱託職員の雇用条件の改善についてです。

現在、町で雇用している嘱託職員数は、一般事務員、保育士・介護士ほか、合わせて36名でございます。

嘱託職員とは、雇用期間が1年未満の臨時職員でございまして、雇用条件につきましては、これまでに見直しを行ってきておりまして、賃金の他に年2回、6月・12月に期末手当を支給しているほか、正規職員と同じく住居手当・通勤手当を支給、年次有給休暇・夏季休暇も付与しております。

臨時職員について、本町のように嘱託職員という形態で雇用している町村は管内には無いと認識しており、雇用条件につきましても、他の自治体や民間事業所に比べましても劣るものではないと考えております。長引く景気低迷の中、雇用環境が厳しいことは本町に限らず全国的な状況でございます。

雇用条件の改善が定住安定対策に繋がるとのご意見ですが、本町の主要産業であります農業の振興を軸として、恵まれた自然環境を活用した商工観光の推進、町民が安心して暮らすことのできる、しっかりとした町づくりの施策を進めていくことが町全体としての定住対策に繋がっていくものと考えますので、ご理解を頂きたいと存じます。

3点目のご質問にお答えいたします。

職員の人材育成につきましては、ご質問のとおり第4次小清水町行財政改革大綱の推進事項の中で、効果的な行政運営と職員能力開発等を推進するためには、職員の人材育成が必要であると明記しており、1つには、公務能率の向上を図ること。2つには効果的な研修を推進するとともに、職員の意識改革を図ることとしております。

少子高齢化が急速に進み、高度情報化社会が進展しており、地方自治体を取り巻く社会状況は今なお変化を続けています。こうした状況の中で住民への的確な対応と地域主権実現のために、職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ることが必要であり、町では、平成19年3月に小清水町職員人材育成基本方針を策定し、特に職場内・外の研修により職員の能力開発に努めているところでございます。

研修につきまして具体的には、職員としての基礎的な知識を身につける初級から上級までの職員研修、法務研修、特定課題に取り組むアカデミー研修を受講しており、管理職員については、全国から集まる自治体職員と共に学び課題に取り組むとして自治大学校へ入校しております。また、幅広い見識を養うための海外研修のほか、全職員を対象とした職場内研修を毎年実施しており、年間延べにして200名余りの職員が各種研修を受講しております。

私は、求められる職員像として、1つには、町民の立場に立って行動する職員。2つには、地方分権の時代に対応できる職員。3つには、町民に信頼される豊かな人間性を有する職員。4つ目には、新たな課題に挑戦する職員だと考えております。

人材育成と一口に言ってもそう容易いものではありません。職員、人を育てるということは、私をはじめ管理職員の意識改革とリーダーシップの発揮が必要でありますし、組織として人材育成を推進する体制がしっかりしていなければなりません。

今後につきましても、職員の能力開発のための職場内外の研修、自己啓発の推進を図ることとし、そのための職場環境と推進体制を整え、職員の人材育成に、より一層努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）今、3点について答弁頂きましたが、渡邊教育長にお伺いしたいのですが、基本的には、平成9年から今まで学習指導要綱を変えて、学力向上のために進めてきましたが、それはあくまでもゆとり教育の付けがこうきたと新聞にそう書かれて、徐々に上がりつつあるという話でございますので、先程聞かせて頂いたのですが、それに基づいて進めて頂きたいとそうように考えてございます。

差しつかえなければ、小清水小学校、中学校のレベル的にはどの位置くらいにあるのか、差しつかえなければですが、話して頂きたいと思っております。

それから、町長に雇用関係の改善についてですが、以前には、私の記憶の中には、準職員という規定がございまして、今、調べてみると1人いるようでございますけれども、前には何人かいたようでございますが、どうして準職員からこういう嘱託職員に変わったのか。それから、先程町長の言い回しの中で、そういう問題より、住みよい町づくりの方が定住安定対策に繋がるんだと、そっちの問題ではなくてこっちの問題の方が大事なんだよというような言い方されたのですが、それは当然ですよ。当然ですが、その中にこういう問題も含めて、働く者が安心して暮らせるような待遇をして頂きたいですし、将来、若い人がそこでいい人を見つけて結婚されて、この職場で一生を終えたいという人もいます。そういう人のことも考えて、将来補償のあるような雇用条件も考えていってどうかとそうように考えています。その辺をお聞きしたいのですが。

それから、職員の能力。私は、別に職員の能力が低いとは言っておりません。ただ、今問われているのは、国の出先機関が廃止して、国家公務員の数を減らして2割くらいの公務員の給料を削減しようというそんな中で、地方分権という形、また、道州制を言っている政党もありますけれども、そういう問題もあるので、できればそういう高度な問題になってきますと我々には難しい問題がございまして、職員の皆さんにしっかり勉強して頂いて、そういう問題に対応して頂きたいと思うし、特に出先機関が廃止になれば、当然、地方に事務が移管されたり、色々なものが仕事が増える形になりますので、そういう形で、これは答弁はいいませんが、今後とも引き続き研修等をされて、立派な職員をつくらせて頂きたいとそうように考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）それでは、1点目の学力関係に関してお答えしたいと思います。

実は、今、下平議員が仰られるように、これまでの学習指導要領はゆとり教育ということで、週休二日制も含めて、子ども達が土曜日も休みになりました。ということで、確かに時数も減っていたのですが、これが国内的に見ると非常に日本の教育力が落ちているということで、国の方については、新学習指導要領では詰め込み教育という、言葉は悪いんですが、そういった形で子ども達のこれまでの学校における総合学習だとか体育授業だとか、いわゆる体を鍛えたり自然に触れる教科がなかなか取れなくなっているのが新学習指導要領の現状です。

参考までに、小学校においては、1学年では週2コマ、年間で68時間、授業時数が増加しております。2年生では週2コマの70時間、3年生から中学校までは週1コマくらいですので、だいたい35時間時数が増加しているということで、これまでも増して、なかなか子ども達の放課後

の時間が取れないという状況が出てきております。

ということで、今、学力はなんとか北海道も全国平均並みということで、北海道の学力が非常に劣っているということと言われています。高橋道教育長が、平成26年度に向かって北海道の子ども達の学力を全国平均にするという合い言葉で、今、北海道並びに網走教育局も含めて各市町村教育委員会は頑張っているところでございます。

現状で、先程仰られた小清水町の子ども達の位置はどの位にあるのかというご質問ですが、基本的に学校の序列化等に繋がることについては、点数の公表については不開示ということになっています。ただ1点、総体的に言えば、オホーツク管内において、北海道の中でもオホーツク管内の位置がどの程度にあるかということでお知らせしたいと思うのですが、小学校では全道14管内あるのですが13位ということで本当下位層にあります。ただ、中学校は、今言った少人数指導だとか習熟度別のきめ細やかな学習指導が身につくという点について、全道で14位中6位という非常に大きな進展を見ているのが現状です。うちの子ども達もだいたい管内の平均値にありますので、そういった形で一応確認をとということでご理解頂きたいと思っております。

いずれにしても、小学校と比べて中学校が何故そういった開きがあるのかということですが、中学校ではどんどんそういった習熟度別にきめ細やかな指導をしています。小学校ではなかなか35人学級が定着されないという状況で、子ども達が授業で教えるという以前に、授業中にちゃんと机に座らせるということから始まっているというのが、今、管内の小学校低学年の状況なので、なるべく早く30人学級にできれば、こういった指導もある程度対応が進んでいくのかなという気がしております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）2点目の再質問にお答えしたいと思います。

準職員の取扱いでございますが、現在は1名でございます。

私の記憶で申しますと、昔は愛寿苑の介護職員、給食センターの職員、保育所の調理員、こういう人達が準職員の扱いではなかったかと記憶しております。それが、現在1名ということでございますが、前町長の時から準職員が退職したら嘱託化ということになっております。この部分でいけば、人件費の削減ということも裏にはあったのかなというふうに思っております。

そこで、町内の雇用環境を守るということは、勿論、町の嘱託職員の待遇向上を図ることも大事なことだというふうには思いますが、やはり私は、全体として小清水に安心して住んでいただける、そういう職場環境というか、そういったこともやっぱり広めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。そういった観点から考えますと、来年の6月にオープンすると言われていた北陽小学校跡地のめんべい工場の誘致等についても、地元の方々が安心して働いて頂けるような雇用条件になるように、私の方からも社長にお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、嘱託職員の取扱いでございますが、私が町長になってからも、先程申し上げたとおり色々な改善をして参りました。私は、将来的には嘱託職員はゼロにしたいと考えております。

今、特別養護老人ホームの職員等についても、嘱託職員が多いわけでございますが、これは今後指定管理者制度ということで、今よりも出来れば良い待遇で移行させていきたいというふうに思っております。その他色々あるわけでございますが、将来的な目標としましては、出来るだけ嘱託職員はゼロにしたいというふうに思っております。だからといって待遇改善をしないということではございませんので、出来る範囲内で待遇改善は今後ともして参りたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）先に通告しております2点の事項について質問したいと思います。

まず1点目に、高齢者の交通手段の確保についてであります。

現在、バス利用につきましては、通学バスの4路線での利用者負担による移動と、タクシー利用として町からの福祉サービスとして障害1・2級の方に限って福祉タクシーの利用、そして要介護認定が自立で、そして虚弱な方の外出支援サービスということでこの3つであります。通学バス4路線では、利用できない地域の方、自動車運転免許証を返納された方が増えています。農作業で忙しい時期には外出を家族に頼めない方々がいらっしゃいます。初乗り運賃で利用できる高齢者ハイヤー利用サービス、これを実施すべきと思いますが町長の所見を伺いたいと思います。

2点目ですが、健康保険特定健康診査、特定保健指導についてであります。

これは、国が定める高齢者の医療に関する法律に基づき進められていますが、小清水町の疾病の特徴や被保険者の健康状態の現状と課題についてお示し願います。

よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

はじめに、1点目の高齢者の交通手段の確保についてお答えいたします。

本町の高齢者等に対する交通対策といたしましては、1つとして、スクールバス7路線の無償運行による混乗、乗り合わせということです。2つ目は、重度障害者の障害の方などが、通院及び外出するためにタクシーを利用する場合に利用料を助成する福祉タクシー利用料助成事業、3つ目として、居宅から医療機関等の間を送迎し、交通手段の乏しい高齢者等に対して外出を支援する外出支援サービス事業、4つ目として、町営バス運行休止中の交通手段を確保するため、スクールバス運行休止中のタクシー利用料助成事業がございます。

これらの交通対策は、いずれも事業対象となる要件がございますので、食料品や日用品の購入などの際に、交通手段がない一人暮らしの高齢者等が増えている状況から、交通手段の確保は重要であり、特に、公共交通機関の維持に努めなければならないものと考えております。

議員からのご提案は、高齢者の交通手段の確保を図るため、高齢者ハイヤー利用サービス事業を実施すべきではないかとのことでございます。

少子高齢化社会をむかえ、核家族化が進んでいる本町におきまして、高齢者の交通手段の確保は重要課題の一つと考えますので、その解決策といたしまして、高齢者ハイヤー利用サービス事業も含め、他の市町村の先進事例等及び高齢者等のニーズなども参考としながら、現状にあった施策の実施について検討していきたいと考えておりますのでご理解頂きたいと存じます。

次に、2点目の特定健康診査・特定保健指導についてお答えいたします。

平成20年4月から実施している特定健康診査でございますが、特定健康診査等実施期間、これは、平成20年から24年度の5ヶ年間ということでございますが、目標健康診査受診率は最終計画年度の平成24年度で65パーセント、保健指導実施率は45パーセントとしているところでございます。

本町の実績といたしましては、健康診査受診率は概ね30パーセント、保健指導実施率は概ね40パーセントとなっており、計画を下回っているものでございますが、オホーツク管内市町村の中では平均的な値であると認識しております。

平成23年度の特定健康診査の結果におきましては、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームと該当された方は受診者全体の12.5パーセント、その予備軍に該当された方は8.7パーセントとなっております。

有所見項目毎の主な結果といたしましては、血糖値が基準値を超えている方が受診者全体の76.5パーセント、脂質異常が53パーセント、腹囲が33.2パーセント、最高血圧が31.5パーセントとなっております。このまま放置しておきますと、いずれも糖尿病、脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病を引き起こし、更には、動脈硬化、心筋梗塞、脳梗塞を発症する可能性が高くなっているものでございます。

特定健康診査の目的は、内臓脂質症候群による重大な疾病の発症を抑えることであり、また、その目標は生活習慣病に関心を持ち、自らの健康について考え生活習慣を改善するところであるものでございます。

このことから、従前より特定健康診査受診率及び保健指導実施率の向上を図るため、自治会の回覧、新聞のチラシ、町の定める節目年齢者、例えば、35歳、40歳、45歳、50歳、こういった節目の方へ無料の受診案内の送付、未受診者への勧奨はがきの送付、電話による勧奨など、様々な受診勧奨を行っているところでございますが、今後におきましても町民の健康を守るため、JA小清水等の関係機関との連携を密にし、引き続き努力して参りますのでご理解を頂きたいと思ます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤議員。

○7番（工藤孝一君）最初の高齢者交通手段の確保について、冒頭申し上げたスクールバス4路線と申し上げましたが、7路線ということで私の認識が間違っていたようですが、この高齢者の交通手段につきましては、本年、網走管内訓子府町で23年度の7月から実施されております。

75歳以上の高齢者を対象とした、利用目的を特定しない町内利用に限定した利用サービス券の発行をされていらっしゃると思います。

登録されている対象は、小清水町とほぼ同数の980人と9月末で聞いております。75歳の方が980名だそうです。その中で、登録を希望されて登録されている方が、最初の時点で238名、利用回数が、23年度1千389回、1月当たり155回の利用回数、町からの事業費は、9ヶ月間、23年度7月から3月までで118万円と伺っております。

特に、人口も農業規模もほぼ同じだと考えますが、農作業の繁忙期の利用実績が多いと、ほぼ9割の利用、1389回の内90パーセントが農家からの利用者の実績を伺っております。

前向きに、今後ということが可能かということをお考えというご答弁でございます。是非、こういった近隣町村の取り組みについても十分参考にさせて頂きたいと思ます。

それともう一点ですが、この高齢者の利用交通手段の確保の中で、最後に3点目の外出支援サービスの件ですが、外出支援サービスにつきましては、町外病院への網走等の厚生病院等にかかる場合についても規定がございます。居宅から町外病院を利用できる条件として、町内に日赤に診療科目がない場合のみ利用できるようになっておりますが、実際に、自宅で転ばれて手を怪我されて小清水日赤へ入院される、しかし、小清水日赤では十分な処置が出来ない、手術も出来ない、それで急遽日赤の判断で、厚生病院へ家族とともに福祉タクシーでこが病院へ転送するという場合がございます。こういう場合についても、診療科目が小清水日赤には確かに整形外科があります。しかし、木曜日、金曜日のなるせ先生の二日間だけの診察という現状でありますので、実態を反映した福祉タクシーを利用せざるを得ない場合、日赤の診療体制の現実を見極めつつ、この点についても、是非、改善を検討していただければと思ます。

2点目ですが、特定検診については、今後、25年度から5年間の新たな計画を策定されると思ますが、この25年度以降の策定目標をどのように考えていらっしゃるか、説明がありました血糖値を検査された数字で76パーセントという、どういうレベルかあまり安心できない数字ではないかというふうに思いますが、そういう中で、本町としてこういった生活習慣病の予防、これは未来志向で考えますと医療費、診療費の削減に繋がる、そういう各種の具体的な方策も、現時点ではどのように考えていらっしゃるか、あれば伺いたいと思ます。

併せて、全町的な疾病状況の中で、生活習慣病的な改善できる、保健指導で改善できる可能性のある医療費、医療費全体の中で改善できる範囲というか、大まかな疾病の割合というのはどのくらいなのか、もし分かるのであればお知らせ頂きたいというふうに思ます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（坂田秀昭君）再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目の高齢者の交通手段でございます。

工藤議員は、訓子府町の事例をお話しされておりました。

当然、私ども、今後の高齢者の交通手段の確保をどうするかという時には、先程の答弁でも申し上げたとおり、近隣町村の実態等も参考にしながら、小清水町では何が一番良いのかということは検討して参りたいというふうに思っております。その点ご理解を頂きたいというふうに思います。

それから2点目の特定健康診査の関係でございますが、25年度以降の目標値それから医療費関係でどのくらい削減できるのかということについては、担当課長の方から知り得る範囲で回答させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

私思うには、特定健康診査等の受診率が目標より低いという状況でございますが、全道的に同じような状況になっております。近くの町では健康診査を受けたらポイントをあげるよという町村もあるやに聞いておりますが、私は違うのではないかと、自分の健康は自分で守る、そういったことではないのかと、何かをあげるから健康診査を受けて下さいというものではないという気がいたします。自らの健康は自ら守るといふ、これを今後とも町民に強く訴えて参りたいと思います。

しかしながら、医療費がだんだん伸びてきておまして、町広報等でもお知らせしており、国民健康保険の特別会計は非常に厳しい状況であります。そういったことから、できるだけ医療費を低減させる為にも、1人でも多くの方々が早期に特定検診等を受けて頂いて、もし悪いところがあれば早く治すという、そういったことで今後とも町民に対してはPRをして参りたいというふうに考えているところでございますのでご理解を頂きたいと思います。

担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）お答えさせていただきます。

先程ありました特定検診等の実施計画でございます。

現在の計画は、20年から24年度5ヶ年間ということで、本年度が最終ということでございます。

町長の方から、23年度の実績ということでお話をさせて頂きましたが、24年度から農協さんとも連携を取らせていただいて30数パーセントまで上がるということで考えてございますが、新たな第2期目の計画、25年度からの5ヶ年間の計画の率の関係でございますが、計画的にはこれから策定をする予定でございますが、今現在、特定検診受診率については60パーセント、保健指導実施率は45パーセントということになってございますが、今の予定といたしましては、新たな計画としましても、受診率については65パーセント、指導率については40パーセントと、指導率については若干5%程度下げるといふような格好になります。あくまでも国の指針といたしましては65の40ということで掲げられていますので、本町においても、国の指針に基づきまして策定をしていきたいというふうに考えてございます。特に、受診率につきましては、今時点では30パーセント程度でございますので、この65パーセントをクリアするには、大変厳しい状況であるということは認識しておりますが、来年からの取り組みといたしましては、特定検診の受診券を従来送ったことはございませんが、春先のミニドック検診と秋のミニドック検診と2回ござい

す。春先の受診状況を見ながら、それ以降に受診券等々を送付いたしまして、なんとか受診率を上げていきたいと考えてございますのでご理解を頂きたいと思います。

もう1点、疾病の状況で改善できる範囲ですが、先程、町長が申し上げましたとおり、自らの健康は自らが守るという意識付けを、私どもの方で何とかしていかなければいけないというふうに考えてございます。

これは本町の統計ではございませんが、統計的なお話で申し訳ございませんが、やはり、特定検診等を受診されて自分の状態を把握されている方の医療費と、全くそういう意識のない方の医療費というのは、概ね2割から3割程度違うということです。意識されている方については、大きな病気にはなかなかならないということで、自己管理が出来るという統計もございますので、特定検診等々を受診されて自分の健康状態を把握いただくというのが、先程、町長からもありましたが、国民健康保険の医療費の抑制にも繋がるというふうに考えてございますので、25年度からまた新たな計画にもなりますので、町といたしましては最大限努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）大変申し訳ございません。

外出支援サービスの実態が整形外科の事例でお話をされておりました。これについて、新年度からしますということではなくて、今後検討して参りたいというふうに思っています。ご理解を頂きたいというふうに思っています。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）今、担当課長さんの方からお答えを頂きました。

町広報の11月号にも受診を促す広報が掲載されていました。

受診券の発送もはじめるということで、受診率の向上ということでございますが、実際に我々町民がどの程度の全体で医療費がかかっているか情報提供を直接示して、生活習慣病が将来、町全体の問題になるかということ、日常的に地域と繋がりをもつ必要があるかと思えます。先程言いましたが、医療費6億近く前後している医療費の中で、予防可能な生活習慣病が、例えば、半分なら半分3億あるよと、それを保健指導で6億の中の3億を地域の指導によって1億減らそうとか、具体的に必要な人、或いは各レベルに対象者を分けるとか、もっときめ細かな取り組みを内部で是非協議して頂ければと思いますし、加えて、検診される項目の追加などについても、一般的な検診項目ばかりでなく、その点についても、是非、今後協議をさせて頂きたいというふうに思っています。

担当課長さんもし答弁いただければ。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

今、工藤議員からご提案のあった関係でございまして、そのとおりの内容になるかどうかは別にいたしまして、新年度からもう少しきめ細やかなPRをしていきたいというふうに担当課では考えているようでございますのでご理解を頂きたいと思っています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に、8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）それでは、私の方からも先に通告しております3点について質問をさせて頂きたいと思っています。

まず1点目、地方自治法改正に伴う議会制度改革への対応についてでございます。

先の国会におきまして、地方自治法の一部改正する法律案が可決成立いたしました。

主な改正事項といたしまして、1、地方議会制度、2、議会と町の関係、3、直接請求制度ほかとなっております。

地方議会及び町による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、

議会の招集及び会期、議会と町の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うものとされ、地方議会の会期は条例により、現在のような定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期として出来ることが条文化されました。これは、議会の自主性、自立性を高め、議会運営の選択肢が広がり、ひいては機能的に活動できる制度により、住民自治の充実強化を図ることが可能となります。一方、町長、行政側からすると、常に議会対策、議会対応の準備が必要かと思われませんが、町長の議会の通年会期についてのご所見をお伺いいたします。

2点目でございます。

大規模停電等災害に対する防災拠点となる庁舎施設の対策についてでございます。

1月27日の暴風雪によりまして、送電用鉄塔倒壊により、胆振西部を中心とする大規模停電が発生し、一時期5万6千戸に影響が拡大、300人近くが避難生活を余儀なく強いられました。

道も7市町村への災害救助法の適用を決めたことは周知のとおりでありまして、今回の大規模停電で防災拠点となる自治体庁舎が電源を失って、電話やネットワークが絶たれ、住民対応や関係機関との連絡で十分な役割を果たせなかった課題も明らかになったところでございます。

そこで、本町の大規模停電等による災害対応を円滑に進めるために、電話交換機やネットワークサーバーを維持する必要がある、防災拠点となる庁舎や施設等の対策についての対応がなされているか伺いたいと思います。

次、3点目でございます。

小学校、中学校におけるいじめ問題についてでございます。

最近の報道では、滋賀県大津市でのいじめに遭っていた中学2年男子学生が自殺した事案からにわかに関心が集まり、大きな社会問題として毎日のように報道されておりました。併せて、事件後の学校や教育委員会の対応や隠ぺい体質に批判が大きく反響を呼んだところでございます。

そこで、小清水小学校、小清水中学校内で、現在、児童生徒のいじめ問題、また、いじめの酷似に関する事案の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況について伺いたいと思います。

また、文部科学省や道教委からの実態調査、実態把握の依頼はあるのか、いじめ問題も未然防止、早期発見、早期解消が大事だと言われておりますので、そのマニュアルは学校や教育委員会で確立しているのか伺いたいと思います。

この3点について、質問をいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

一点目のご質問にお答えいたします。

ご質問は、地方自治法の一部改正により議会について通年会期とすることができることになったことに対し、私の考えはどうかとのことですが、議会制度改革につきましては、町議会がお決めになることですので、今の状況で意見を申し述べることは如何なもかと思いますが、あえて申し上げるならば、本町においては現在まで、地方自治法により年4回の定例町議会が開催され、提出議案等の必要に応じて臨時町議会が開催されてきたことに、何かしらの不都合はないものと考えております。

通年会期のメリットとして、緊急の行政課題等が発生した場合、議長の権限で速やかに本会議を開催し対応できる。また、専決処分がほとんどなくなり、議会審議が可能になると言われています。しかし、このことは、臨時町議会の開催により対応できますし、軽微な議案は専決処分での対応の方が適切な場合もございます。一方、開催経費が増加する。また、議会対応のため行政能率に影響を及ぼしますし、一事不再議の原則による事件提出期間の問題等のデメリットもあるとのことでございます。既に通年議会を実施している先進自治体の状況を見ますと、何がどう変わったのか、通年議会とした効果はあったのか等の意見もあるやに聞いておりますので、それについて十分に検証し、本町で導入した場合におけるメリット、デメリットを整理し、通年議会の開催が町民の生活に

どう関わっていくのかを、議会がきちんと示すことが大切であると思います。

今後において、小清水町議会として通年会期についてご検討されるのでございましたら、町として一緒にご協議させて頂きたいと思っております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問は、災害時において停電となった場合の防災拠点施設であります役場庁舎等施設の対策についてでございますが、本年度に非常時の停電に備え、発電機を接続するための庁舎非常用電源切替配線設備を整備いたしました。大型発電機の価格は高額なこともございまして、当初、非常時には業者から借り受けて使用する考えでございましたが、停電は、地震等による大きな災害に限らず起こりうるものでございますので、非常用発電機を購入することとして平成25年度当初予算に計上することとしております。

本年度は、非常時に備え、浜小清水公民館及び止別公民館に、発電機、石油ストーブ、投光器、毛布等の防災用品を備えましたが、今後につきましても計画的に防災備品を整備していく考えでおります。

災害時には、関係機関のほか、防災機器取り扱い業者との協定を結んでおりますが、まずは、町自らが災害時に備えた体制整備を図ることが重要と考えているところでございまして、町民の安全を第一に考え万全を期して参る所存ですのでご理解を頂きたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） それでは、ご質問のありました3点目のいじめ問題対策等についてお答えをしたいと思います。

はじめに、いじめ問題にかかる小清水小中学校児童生徒に対する実態把握であります。毎年度、道教委で実施しておりますいじめ問題の実態把握及びその対応状況等調査及び文部科学省が緊急調査として実施するいじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況にかかる緊急調査などを通して、いじめ問題の実態把握を実施しているところであります。

調査の内容といたしましては、1つ目といたしまして、いじめ把握のための児童生徒に対するアンケート調査を年2回実施、2つ目といたしまして、学校においていじめ問題を認知した場合における追跡対応状況調査を年3回実施、3つ目といたしまして、学校におけるいじめ問題の取組状況調査を年2回実施するなど、これら調査を通していじめ問題の早期発見といじめ問題を認知した場合における早期解消を図る等、いじめ問題の未然防止に努めているところであります。

次に、文部科学省及び道教委からの実態調査等の実施の有無でございますが、ただ今ご説明申し上げましたとおり、道教委においては毎年度、文部科学省については必要に応じて緊急調査を実施しているところであり、その都度、いじめ問題の認知状況や未然防止策などについて報告を行うとともに、学校に対する未然防止対策の一層の取組指導やいじめを許さない、また、いじめを起こさない学校づくりとしての教職員の資質向上のための校内研修の実践を行うなど、学校と教育委員会が常に問題意識を共有し対応しております。

また、いじめ問題に関するオホーツク教育局の取り組みといたしましては、オホーツク管内いじめ・不登校対策等本部会議を設置し、いじめ問題に関する関係機関の取組状況等に関して情報共有を行うなど、関係機関連携によるいじめ問題の未然防止等に取り組んでいるところであります。

続きまして、いじめ問題に関わる学校及び教育委員会における対応マニュアルの確立に関してでございますが、いじめ問題事案に対して書面において学校又は児童への対応マニュアルの作成を行っているものではありませんが、いじめ問題に関しては多種多様な事案形態が存在することから、事案発生時にはその都度そのいじめ問題の課題や解決への方策をどう行っていくのか学校と教育委員会が連携して対応することとしているものであり、事案内容によっては児童相談員や教育局・警察署等関係機関と連携し早期解決へ向けて取り組むこととしているものであります。

また、いじめ問題の未然防止に関しましては、平成18年度より小清水中学校に心の教室相談員の配置を行い、未然防止や教育相談を実施し対応している他、いわゆる新しい形のいじめでありま

すインターネットや携帯電話での誹謗中傷等によるいじめに対応するため、道教委が取り組んでいるサイバーパトロールにより発見された不適切な書き込み等の情報を受けた場合、該当校に通知を行い学校指導を行っている他、いじめ問題に関して、校長会、教頭会に常に最新の情報を教育委員会から提供し未然防止に努めているところであります。

以上、いじめ問題に関する答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） 8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君） それでは、再質問をさせていただきますと思いますが、まず1点目の議会制度改革についてでございますが、この議会制度改革につきましては、議会としてもこれから協議検討していかなければならない課題だとは思いますが、町長の先程の答弁でもございましたように、行政と色々協調性を持ちながらやっていかなければならないのかなというふうには思いますが、その中で、議会の通年会期を選択した場合におきましては、町長の議場への出席義務につきましては、定例会、また、議案の審議に限定されるなど、議長に正当な理由とともに届け出た時には、出席義務が回避される。また、出席を求めるにあたっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないように配慮されることとなっております、町長の出席の対応につきましても考え方を伺いたいと思います。

それから、2点目の防災施設の大規模停電の関係の再質問になりますが、先般起きました11月27日の胆振西部の大規模停電につきましては、4日間ということでありまして、経済的にも登別、室蘭両市町村で約5億円等の被害が出たようであります。

経済的な損失は勿論であります、大規模停電等によりまして市民生活に甚大な影響を及ぼしますし、寒さによる死者等、最悪の事態は免れましたが、長時間の厳冬期の障害者、高齢者等災害弱者に対する対応等につきましても。それとまた、大規模停電等に対する災害防災等のマニュアルの作成、この対応についてのマニュアルについての対応もどのように対応するかお伺いしたいと思います。

それから、3点目のいじめ対策の関係ですが、このいじめに関しては、先程教育長の方から答弁ありましたように、文科省、道教委の方からもいろんな年何回かにわたってのアンケート調査もされているようではありますが、どちらにいたしましても、いじめに対する定義、また、対策等について、大変難しい部分があると思います。特に、文科省の関係であります、学校独自のアンケートまた調査方法の結果によりますと、あまり増減がないようではありますが、都道府県統一のアンケートではかなり差があります。ですから調査内容について項目、また、いじめに対する定義等について大変難しいものがあるのかなと、こういうような思いもしているところでありまして、先程説明、答弁ありましたように、本町でもだいたい調査アンケートをやっているようではありますが、より正確な実態把握に向けての調査方法というのが適用されているのかどうなのか、その内部の検討協議の場があるのかということも再度お聞きしたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） お答えしたいと思います。

1点目の議会制度改革において、もしも通年議会開会ということになった場合に、町長はその都度出席可能かどうかという、そんなような趣旨だったかと思いますが、当然、議長さんから出席要求があれば出るつもりでございます。

それから、2点目の大規模停電になった時の対応でございますが、本当に今回の登別、室蘭の4日間の停電というのは、本当に大変なことだったというふうに思っております。そういったことが起こらないように祈るばかりでございますが、もしもそういったことになった時の対応でございますが、役場庁舎については、先程答弁したとおりでございます。それから、小清水中学校の体育館、これはそういった災害時に暖房をとれるように、そういった当初から議会のご提案によって、災害が起きた時には発電機を持ってきて接続すれば、中学校の体育館だけは電源が確保されると、暖房

も確保されるという、そのようなことで設計しております。そういった観点から、平成25年度当初予算で国から3分の1の助成を受けられるような、だいたい見通しがつきましたので、非常用発電機を町自ら買って、あそこに設置するというそういう方向で災害対策に望みたいというふうに思っております。そういったことで、弱者の方、高齢者の方で、本当にそういった停電の時に全町民を集めるわけにはいきませんが、そういったことで暖がとれない方、緊急な方については中学校の体育館の方でそういった発電機を購入して対応したいと考えているところでございます。

それからもう1つ、そういった突発的な停電における対応マニュアルをこれからどうするのかというようなご質問もあったかと思いますが、これにつきましては、北海道の危機対策局危機対策課の方で、北海道としてのマニュアルを作ったようでございます。本町にも北海道のマニュアルが届いておりますので、こういったことを参考として、本町としてそういったマニュアルを策定したいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） いじめの関係の再質問でございますが、先程ご質問にあったように、いじめの定義については、調査の段階におけるいじめの定義としては、こういったことで言われております。個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。とされております。こういったことから、本人が感じてしまえば、いじめという形でこの調査には結果として現れています。ですから、一緒に仲間同士、友達同士遊んでいた場合でも、たまたま、友達がいじめをしているという感じはしていなくても、相手側がいじめと感じてしまえば、そういう調査ではいじめといった形で報告がされております。

全国的にも、いじめについては、年々、子どもの実態アンケート調査を通しては多くなっております。北海道においても3千200件くらい23年度の調査ではあるのですが、これは、各都道府県の調査、国の調査では、件数が多いかどうかというのは、北海道も果たして北海道が今、全国的に4.5パーセントくらいなんです。全国比に対して、北海道ではこの全国的に多いのかどうかという判断は、数字的には必ず把握はできないということで、調査の内容によっては子ども達が回答しているということで、そういった不確定要素が確かにあります。

教育委員会は、いじめの調査は、いじめの調査として、普段、校長会、教頭会と毎月月例で行っております。いわゆる部活だとか、生徒、小学校中学校もいわゆる部活も含めて、子ども達のこういったいじめに相当に対する事案があった場合については、すぐ定例の校長会、教頭会で報告頂いて、いわゆる本人同士問題がある場合については、本人同士で話し合いを行ったり、また更に、状況によっては両保護者にも通知して、また、学級全体でそういった事案を報告したりして、事前にいじめが大きくなるように対応をしている状況であります。ですから、調査アンケートはアンケートとして、学校の児童生徒の日常の生活で、どういじめのない学校づくりをしていくかについては、先生方も含めてそういった目配りをして頂いて、当然家庭にも発信をしながら、いわゆる家庭地域一帯となってこれからいじめのない地域づくり、学校づくりに進めていきたいと考えております。

答弁に代えさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） 次に、4番、森浩議員。

○4番（森浩君） それでは、先程、高橋議員と重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、冬の異常気象による1人暮らし、また、高齢者の停電対策についてお伺いしたいと思います。

昨今の異常気象は想像を超える脅威があり、今までの経験では対応しがたい状況があります。過日、暴風雪の影響で室蘭、登別で大規模な停電が起きました。当町においても起きないということは考えられないと思っております。特に、冬季で長期にわたる停電においては、高齢者世帯の方々については大きな不安があると思っております。暴風雪、停電についてどのような対応をお考えであるか、ま

た、災害時要援護者登録者の状況について、また、その方々の避難方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問にお答えいたします。

森議員が言われているように、近年における気候は四季を問わず、これまでにない災害に繋がる異常なものであると私も思っております。

北海道の冬季における停電は、生活のほとんどを電気に頼って暮らす人々に与える影響は非常に大きく、そして生命にも危険を及ぼすものでございます。特に、高齢者、病気や怪我をされている方、また、身体がご不自由な方にとりましても、とても辛い思いをされることになります。

ご質問は、停電時の対応の考えでございますが、今回の報道をみておまして、我が町であつたらどうなのだろうと考えておりました。停電が修復するまでの間どう過ごすかが問題であります。住民の方は、暖のとれる方、とれない方、食料の心配のない方、食事ができない方、それぞれいらっしゃいます。

町としては、暖をとれない方、調理・食料が調達ができない方には避難所に避難して頂くことになると考えております。必要に応じて炊き出しも行うことになります。当然、高齢者世帯や要援護者の方には、巡回して様子を伺うことも必要です。ただ、全てに行政が対応することに限界がありますし、当然、時間もかかります。今回、登別市の停電で、町内会の方がお年寄りの家を巡回している様子が報道されておりました。まずは、隣近所、地域自治会で、お年寄り世帯、身体のご不自由な方の家に声をかけて頂くことが、いちばん大切なことではないかと強く思いました。行政として対応すべきは当然のことでございますが、地域自治会での対応についてもお願いしたいと考えております。

次に、要援護者登録の現状と避難方法についてお答えします。

現在、登録されている方は、4名でございます。平成22年に登録者の募集を呼びかけたところ、多くの問い合わせを頂きましたが、最終的に登録された方は5名ございました。この5名の内、1名が既にお亡くなりになられたと、そのようなことで、現在は4人ということでございます。

避難の方法ですが、町より避難準備情報が出された場合、避難支援者が避難所まで誘導をいたします。このほか、支援者は、大地震が起きた場合の安否確認と災害状況の情報伝達を行うことになっております。

災害時の避難方法につきましては、高齢者の方はもとより町民皆様の安全を第一に考え、防災訓練等を実施するなど万全を期して参る所存でございますのでご理解を頂きたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）吹雪という、こういう特殊な事情も勘案してのことだろうと思いますけれども、非常に吹雪の状況、昨今の吹雪をみてみましても、非常に外に出て活動するというのは危険な作業になろうかと思えます。それで、町長が言われたように、隣近所、町内会の関係ということでございますけれども、町内会も高齢化しているという実態があります。それで、是非、連絡をきちんと取れるような方法、そういうものを考えて頂きたいというようなことと、一時避難所があるわけですが、一時避難所、例えば、学校あたりも一時避難所になっているところもあろうかと思えますが、学校が閉校になり、集まる場所も無いというような状況にありますけれども、そういう学校のあとの避難所については、色々な議論は進んでいるのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（坂田秀昭君）再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

本当に吹雪になった時に避難させるというのは、本当に大変なことだと私も思います。除雪体制がどこまでできるかということもありますし、本当に最悪の場合、どうしたら良いのかということも、私、答弁の中ではっきりと申し上げること出来ないのですが、町内会の方々も高齢化しているというのは事実でございます。今後、どういったことが良いのか、自治会の皆さん方とも協議をして参りたいと思っております。しかしながら、学校の閉校に伴って、一時避難所はどうなっているのかというご質問でございますが、旧北陽小学校と旧水上小学校については、福岡の福太郎の方に売却いたしました。それは避難所として活用できるということで約束は取っておりますので、それは従前と同様に対応したいと思っております。しかしながら、今、現実問題として、鍵は誰持っているのかということになると、色々な問題がありますので、それらについては解決をして参りたいと思っております。止別につきましては、最終的に車庫として利用しておりますが、その前に、止別公民館もございますので、特に、農家の方々には避難所に避難するということは、僕は想定しておりません。多分、自分のところで避難十分出来るのではないかと思いますので、特に浜小清水と止別地域の方々の避難所、農家以外の方々の避難所の確保については、浜小清水公民館、それから止別公民館、そういった所で対応出来るのではないかとこのように思っております。閉校した中で、現在、中斗美小学校の利活用がまだ全くわかっておりません。地域の方々も決断がつかないように聞いておりますが、中斗美については、今後、地域の自治会の皆さん方とも協議をして参りたいと思っておりますが、中斗美には幸いにして住民センター広いものがございます。そういった所で、私は収容出来るのかなというふうに思っております。旧旭野小学校につきましても、町の施設として活用することになっておりますし、あそこにも地域の住民センター、大きな住民センターがありますので、一時避難所としては良いのではないかとこのように思っております。問題は、小清水市街地、これをどうするかということでございまして、今、改築が進んでおります小学校、それから中学校、そういったこと、中央公民館も避難所になっておりますが、色々耐震不足とかという問題もありますので、今後についてこれは検討して参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）以上で通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第7号、専決処分した事件の報告について報告を受けます。報告を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました報告第7号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、平成24年10月2日午後2時55分頃、浜小清水入り口のオホーツク海岸道路の取り付け道路に駐車し、交通安全旗の取り替え作業完了後にオホーツク海岸道路に後方発進した際、赤信号で停車中の相手方車両右側前部に町公用車両左側後部が接触し損害を与えたものであります。

後方確認が十分徹底されなかったのが事故原因であり、加入保険会社の査定員である小清水町農業協同組合の調停による過失割合は町公用車両が100パーセントでありまして、物損による損害賠償額53万4千461円で示談が成立し、損害賠償することについて地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

車両運転中の事故につきましては、公私を問わず、日頃より注意を喚起しているところでございますが、今後ともより一層指導の徹底を図り、事故の再発防止に努めて参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告とさせていただきます。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成24年度小清水町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

報告を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成24年度小清水町一般会計補正予算第4号をご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

本補正予算は、16日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査にかかる費用を2款総務費に追加計上したものでありまして、各委員等の報酬、職員手当の人件費246万9千円、その他物件費383万1千円、総額で630万円を国庫支出金を財源として歳入歳出予算に追加計上し、予算の総額を59億4千248万円としたものでございます。

衆議院解散後、即座に選挙事務に取りかかる必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第51号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第51号、平成24年度小清水町一般会計補正予算第5号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第51号、平成24年度小清水町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億1千495万4千円を追加し、予算の総額を70億5千743万4千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、補助決定のありました中学校校舎改築事業にかかる地方債の追加に、スクールバス購入事業費の確定及び臨時財政対策債発行可能額の決定に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

まず、歳出予算ですが、事業費確定による減額分を除く主なものについてのみ説明をさせていただきます。主要施策調と合わせてご覧下さい。

2款総務費は、1項総務管理費で、止別連合自治会の物置整備事業に対する補助金としまして、2目町民活動推進費100万円、北電柱の移設に伴います光ケーブル移設工事費としまして、4目財産管理費120万円、網走バス斜里線及び小清水線の路線維持・運行補助としまして、8目交通対策費918万9千円、合計で1千138万9千円の追加のほか、海区漁業調整委員会委員選挙の未執行による減額、統計調査費の増額配分を計上するものです。

次に、14ページになります。

3款民生費1項社会福祉費は、社会福祉協議会職員の配置換え等による精査により、1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、8目高齢者生活福祉センター費の施設運営業務委託料、9目介護保険対策費の訪問介護事業運営費補助金でそれぞれ追加・減額計上をするほか、1目社会福祉総務費で、国庫支出金の精算返還金71万2千円、3件の指定寄附積立金113万8千円を追加、3目老人福祉費で、養護老人ホーム入所者増にかかる施設措置費135万3千円を追加、5目国民年金費で、年金記録の照会・確認用機器の導入費用としまして備品購入費26万6千円を追加、9目介護保険対策費で、外出支援サービス利用者の増による委託料55万3千円の追加に、事業費確定による執行残を減額しました差し引き383万1千円を追加、次のページになります、2項児童福祉費は、保育所遊戯室の耐震改修にかかる設計業務としまして、委託料241万5千円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費は、疾病予防対策事業費の確定に伴います国庫支出金の精算返還金としまして、2目健康推進費で1万5千円、後期高齢者医療費の精算による追加負担金としまして、4目医療保険費で54万円を追加計上するものです。

次のページになります。

6款農林水産業費は、いずれも補助事業採択による追加で、3目農業振興費は、分散した農地の面的集積を円滑に進める戸別所得補償経営安定推進事業費補助金84万6千円、種馬铃薯選別施設の整備事業としまして、強い農業づくり事業補助金6千55万3千円、5目農業農村基盤整備推進費は、緑ダム動力ポンプ盤の改修など、管理施設の復旧にかかる費用負担としまして、斜網地域維持管理協議会負担金137万3千円、1項農業費総額で6千277万2千円を追加計上するものです。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、本年度施工の13路線の道路台帳整備としまして、委託料176万4千円の追加に、事業費確定分を差し引いた131万8千円を追加、次のページになります、3項住宅費で、全戸空室となりました桜ヶ丘団地1棟の解体費用としまして、工事請負費など21

8万2千円を追加。

次の9款消防費は、古くなった職員住宅の大規模改修費など消防組合負担金218万6千円を追加計上するものです。

次のページになります。

10款教育費は、3目私学振興費で、幼稚園入園者の増加による就園奨励費補助金11万4千円の追加に、事業費確定及び執行見込みによる減額を差し引き、1項教育総務費で392万3千円を減額、3項中学校費は、補助決定のありました校舎の改築費用としまして、工事請負費など総額で10億3千295万6千円を追加計上するものです。

続きまして歳入予算ですが、8ページにお戻り下さい。

11款分担金及び負担金は、養護老人ホーム入所者増に伴います費用徴収金27万2千円を追加。

13款国庫支出金は、2項国庫補助金で、中学校校舎改築にかかる学校施設環境改善交付金5億2千458万7千円など、差し引き総額で5億2千457万1千円追加、3項国庫委託金は、国民年金システム機器の導入にかかる国の費用負担分としまして、委託金を歳出同額の26万6千円追加計上するものです。

次のページになります。

14款道支出金は、種馬铃薯選別施設整備に係る強い農業づくり事業補助金など、追加事業に対する道補助金6千222万2千円を追加。

飛びまして、16款寄附金は、3件の指定寄附金113万8千円を追加計上するものです。

次のページになります、

19款諸収入は、緑ダム管理施設の復旧にかかる関係市町負担分としまして、事務受託金37万8千円追加。

20款町債は、緊急防災・減災事業債として中学校校舎等改築事業債を追加するほか、スクールバス購入事業債、臨時財政対策債の増減を加えた5億1千949万円追加のほか、財源調整としまして18款繰越金で、734万4千円を追加計上するものです。

なお、19ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費及び統計調査費の人件費減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第52号、平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第52号、平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8千755万7千円とするものでございます。

28ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、2款2項2目退職被保険者等高額療養費におきまして、今後の執行見込みの推計により100万円追加。

10款1項1目償還金は、過誤納金払戻金に不足が見込まれますことから20万円、平成23年度国庫支出金返還金は、出産育児一時金補助金の確定に伴い超過交付された3万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして26ページをお開きください。

9款1項1目繰越金は、歳出予算に充当する財源調整分として123万円追加計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第53号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第53号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の30ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ保険事業勘定において60万円を追加、サービス事業勘定においては208万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定において3億9千605万2千円、サービス事業勘定においては2億8千705万1千円とするものでございます。

それぞれの勘定につきましては、補正予算事項別明細書により説明いたします。

39ページをお開き下さい。

はじめに、保険事業勘定歳出予算の補正ですが、2款1項1目居宅介護サービス等諸費におきまして、居宅介護等住宅改修給付費の今後の執行見込みから不足が生じるため60万円追加計上いた

しました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして37ページをお開き下さい。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、歳出予算に充当する財源調整分として60万千円追加計上いたしました。

次に、サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、44ページをお開き下さい。

1款1項4目通所介護事業費におきまして、通所介護事業の受託者である社会福祉協議会の人事異動に伴う人件費の減少により、通所介護事業委託料208万3千円減額計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして42ページをお開き下さい。

1款1項1目居宅介護等サービス費収入は、サービス事業の利用実績見込み等の推計により減額が見込まれますことから、財源調整を含め208万3千円減額計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第54号、小清水小学校旧校舎解体工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第54号、小清水小学校旧校舎解体工事にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事にかかる入札につきましては、平成24年12月7日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表のとおり、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約することとして見積合わせを実施いたしました。

その結果、天内・小清水トラック経常建設共同企業体に1億500万円、消費税込金額1億1千25万円をもって決定したものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番、下平議員。

○3番（下平正吾君）ちょっとお聞きしたいのですが、企業体という形で3団体が入札に入ったわけですが、最終的には、3回やって到達しなかったということで、その差が425万ですね。最終的に、随意契約で協議した結果、1億500万になったということで、約3回目の入札価格1

億1千500万から1千万落としたということですよね。それで随意契約が成立したと。それは、随分幅があるなというのが一つ疑問に思っています。

それからもう1つ、この企業体がそれぞれ小清水それぞれ車持っている方々、小清水トラック、今井重機さん、矢野重機さんとあるんですが、それぞれ分かれて、それぞれが町外の法定会社を頭に付けて入札にかかったということは、何か規定か何かあってそうせざるを得なかったのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）今回、入札において落札者がなかったわけですが、地方自治法施行令の規定で、そういった場合には、随意契約が出来ることとされておりまして、そういった場合につきましては、入札者の内、最低の価格で入札した者と協議を行い、その際に出された見積書の金額が予定価格を下回った場合に随意契約を締結することが出来ると規定されておりまして、その協議の中で、一応入札金額とは差がある旨お伝えして協議をした結果、出して頂いた見積もりが予定価格を下回ったということでございます。

次に、共同企業体の部分でございますが、今回の小学校の解体工事は大規模な工事でございますので、市街地で行うということもありましたことから、通常の解体は、とび・土工・コンクリートの資格のある業者ということで指名しておりますが、今回は、建築の資格を有する業者ということで考えておりまして、町内でそういった場合には、共同企業体を組むことも可能だということでお伝えした結果、このような共同企業体を申請が上がってきて指名したものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）課長説明したのは、それはご存じ、私もわかっていますが、入札に3回で決まらないから随意契約になるのは、それはわかっていますが、あまりにもそこに差があって、普通であれば、天内さんと小清水トラックさんに来て頂いて、随意契約する時に、希望価格より4、500万足りないからというような話はされると思うんですよ。これは、された時に普通は4、500万でそしたら良いですよというふうになるんですけども、ここで1千万、そこに500万プラスして1千万下げたというのは、何かあるのかなと。これ下げてくれるのですから、安くやってくれるというんですから全然問題ないんですけど、ちょっとそのところで疑問あったんですけど、それは答弁いらないですけども、疑問あったということです。

それから、それぞれ小清水の大手トラック会社がバラバラになったというのは、何か意図があったのでしょうか。その辺分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）私の方からお答えしたいと思います。

1点目の関係でございますが、3回入札して不落になった場合に、先程説明あったように、最低入札業者と協議をするわけです。その時に、私どもは、予定価格これですから、あとなんぼ足りませんということは一切言いません。言うべきでないと思います。従って、大幅にまだ違いますよということまでは言いますが、その結果、これに落札したということですから、あと100万足りません、200万足りませんということは一切言いませんので、業者が自分のところで、これで赤字にならないもので見積書を提出するということですから、いくら下がってもそれはご理解を頂きたいというふうに思っております。

それから、2点目の関係ですが、そのように組んだかというのは、町は一切関与しておりませんので、それはお答えすることは出来ません。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）町長の力強いお言葉ですから間違いないと思うんですけども、これは、入札がどのような形でどう組んでしようと、何社であろうと関係ないことですから良いんですけども、ちょっとその辺の事情があって組まれたのであれば、ちょっと聞きたいなということですから問題ないと思いますので。

先程の入札の価格は、随意契約する時に町の方から言わないけれども、相手の方から聞かれてもそれは言わないということですね、当然。なんぼ足りなんですかという話はないんですね、基本的にないんですね。いや、いいんですけども。そしたら、そういうことで分かりました。

○議長（坂田秀昭君）答弁いいですか。

他に質疑のある方。

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）1点質問したいと思いますが、議案の中では、校舎解体工事ということになっておるんですが、校舎というのはどこまでが校舎というのがちょっと理解できないものですから説明願いたいんですが、小清水小学校には、給食センターも入っておりますね、それから体育館もあるものですから、どの分野なのか、全部を総合してふっくるめての校舎解体になっているのか、それはまた別なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

今回のことは、校舎本体でございます。あと、学校給食センターと体育館については、別途契約をいたしまして、入札を行いまして契約をしております。それは、議会の議決を頂く金額に達しておりませんので、たまたま、今日は出ていないということだけでございまして、今回のものは、校舎本体、もう一つの給食センターと体育館は別な入札をっております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）その体育館と給食センターは一括になっているんですか、別々になっているんですか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁願います。

林町長。

○町長（林直樹君）体育館と給食センターは一括でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、平成24年第6回町議会定例会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時52分）